

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 20 日現在

機関番号：82705

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21402046

研究課題名（和文） フランス障害者権利条約批准の里程標とHALDEへの就学訴訟ケースの周辺事情

研究課題名（英文） French policy milestones for ratifying the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities and implications regarding conciliations at the HALDE on the schooling of the children with disabilities

研究代表者

棟方 哲弥（MUNEKATA TETSUYA）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・企画部・総括研究員

研究者番号： 70229938

研究成果の概要（和文）：本研究では、フランス 2011 年 2 月 11 日法の施行による新しい就学システムと支援サービスの全容を、それ以前のシステムと比較して整理した上で、就学訴訟ケース、統計、文献の精査、専門家との協議、保護者へのインタビューから、通常学校への就学を阻害する要因、障害のある子どもが、通常教育に統合される一方で、その多くが学業不振児の教育部門へ就学する事実を明らかにすることで同国のインクルーシブ教育の課題を指摘した。

研究成果の概要（英文）：In this study, we described new French school education systems for children with disabilities that established based on the law of February 11th 2011 comparatively with former systems and we pointed out, through the analyses of statistical data and interviews with parents and experts, the problems of French inclusive education system e.g. trend to include children with disabilities into “ordinary schools” designed for children with learning difficulties.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	5,200,000	1,560,000	6,760,000
2010 年度	4,400,000	1,320,000	5,720,000
2011 年度	4,400,000	1,320,000	5,720,000
総計	14,000,000	4,200,000	18,200,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・特別支援教育

キーワード：フランス、国連障害者権利条約、インクルーシブ教育、就学・学籍

## 1. 研究開始当初の背景

フランスでは、国連障害者権利条約への批准に向けて、インクルーシブな教育に関する大きな変革が訪れようとしている。その契機は、本研究が取り組む 2005 年 2 月 11 日法であり、次いで“あらゆる障害児が居住地に最

も近い学校に学籍を登録する”と明記するに至った教育法典である。しかしながら、実際の小・中学校への障害児の就学は進んでいない。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、法律とシステムが変わって

実態の変わらない状況を“周辺事情”から問題を明らかにすることである。

(1) 法改正の前後における障害児の支援サービスと就学システムの比較整理

(2) 就学についての課題の整理(就学統計と傾向、課題の抽出)

(3) フランス障害児教育の就学に関する問題点の整理とまとめ

### 3. 研究の方法

(1) 国内外の文献調査、法律、政令、省令、通達等の資料の収集と精査(政府機関のデータベース、関係研究諸機関の資料室・データベースによる情報収集)

(2) 保護者、保護者団体、支援員組織、就学担当者への聞き取りと結果の分析

(3) (1)と(2)を踏まえた専門家との研究協議とまとめ

### 4. 研究成果

(1) 法改正の前後における障害児の支援サービスと就学システムの比較整理について

棟方・金子・田中(2009)では、フランスの障害のある子どもの教育システムに関するこれまでの邦文文献の整理を試みた。その結果、1971年から2005年法以前までの障害のある子どもの教育システムに関する知見が得られた一方で2006年の論文で2005年法が触れられていないなどの現状も明らかになった。次いで、フランス国民教育省が2005年法を受けて作成した保護者用のガイドブックを解説したものが棟方・金子・田中(2010b)である。ここでは同法で新たに設置された県障害者センター(県障害者会館:MDPH)の役割、個別就学計画(PPS)、学校生活支援員(AVS)、統合のためのクラス(CLIS;UPI)、支援サービス(SESSAD)、医療教育機関、訪問(通信)教育、早期支援センター(CAMSP)などの支援の全容を説明した。さらに、現地調査、資料収集によって得られた資料をもとに法改正の前後における障害児の支援サービスと就学システムの全容を示した(棟方,2010a)。本論文は、2005年2月11日法以降のフランスの障害のある子どもの学校教育、就学手続き、支援サービスを包括的に示した最初の邦文となった。

(2) 就学についての課題の整理(就学統計と傾向、課題の抽出)について

棟方・金子・田中(2011b)は、HALDE(障害者差別禁止高等機関)による障害児の就学に関する勧告の内容と「保育学校・初等学校における障害のある子どもの通常環境の就学に関する調査」を解説したものである。学校長、人口5,000人を超える市町村の首長、保護者へのアンケートインクルーシブ教育への意識調査であり、HALDEによる就学問

題の考え方と学校長、保護者との意識の違いなど、就学に関する「周辺事情」が理解された。なお、資料はHALDEより翻訳許可を得て解説を行ったものである。

さらに、棟方(2010a)では、統計的データをフランス国民教育省の白書データベースと官報から経年の就学状況を整理している。ここでは、インクルージョンの国策により障害のある子どもが、通常教育に統合されるが、全体で2%に満たない学業不振児の教育部門へ、同年にインクルージョンされた障害児の26%が措置されていることが明らかになった。

加えて、この学業不振児の教育部門は、歴史を遡れば1989年以前までは軽度知的障害児を教育する部門であった。このように、障害のある子どもを一般教育に受け入れるはずのインクルージョンではあるが、その多くは、通常教育に位置づく学校ではあるけれども、もともと障害のある子どもを受け入れるための教育の場へ送り戻されている現実などを明らかにした。また、厚生省系教育施設に置かれる学校ユニットの設置の意義と問題点を指摘した。

(3) フランス障害児教育の就学に関する問題点の整理とまとめ

棟方(2011a)は、上記の資料やデータから得られた内容を我が国の特別支援教育との比較によって問題点をまとめた論文である。現状で約2.34%の障害のある子どもが教育的支援を受けている類似性(これはフランスの厚生省系の教育施設を日本の特別支援学校の位置づけとした場合)、特別な学校より、通常学校の在籍が高く、特別な学級の教員の免許保有率が60%を超えている(日本の特別支援学級は31.6%)などの特徴を踏まえた上で、上記に述べた学業困難クラスへの障害児のインクルージョンの問題を指摘した。さらに、国民教育省の資料などから、推定で20,000人とされる未就学児(その内5,000人が家庭で支援の無い現状)の問題などを整理した。

このほか保護者とのインタビュー、専門家との研究協議によって、学校生活支援員の整備などインクルーシブな施策がシステム化される一方で、反対に、これまで草の根で実現していた統合教育が難しくなった(従前は教師の努力と工夫で可能となっていたダウン症児などの個別の統合が、支援員が配置されないという理由で学校から排除される)こと、学校での差別的な出来事など、障害のある子どものインクルーシブな就学が進まない現状を示した。

(4) 今後の展望

インクルージョンの国策により障害のある子どもが通常教育に統合される一方で、その多くが学業不振児の教育部門へ就学する

事実を指摘した。この学業不振児の教育部門のルーツは、軽度知的障害児を教育する部門である。すると、フランスは、インクルーシブな教育を目指しながら、実は障害のある子どもと合わせて、学業不振児も分離した教育の場で受け入れていると考える見方もできる。今後は、この問題と重度の障害児の未就学を含めて、フランスのインクルーシブ教育の全容を俯瞰する研究が必要と思われる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

##### [雑誌論文](計4件)

棟方哲弥、日本との比較からフランスの障害児教育の問題点、フランス教育学会紀要、査読無し、第32号、2011a、pp.19-28、<http://www.cgu.ac.jp/white/france/kaihou/kiyou.html>

棟方哲弥、金子健、田中良広、フランスにおける障害のある子どもの就学の現状と展望 - 高等差別禁止平等機関 (HALDE) による勧告 Délibération relative à la scolarisation des enfants handicapés n° 2009-102 の日本語翻訳を中心に -、国立特別支援教育総合研究所世界の特別支援教育、査読無し、25巻、2011b、pp.57-70、<http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/385/20110425-164200.pdf>

棟方哲弥、フランス - 2005年2月11日法とインクルーシブ教育の展開 -、発達障害研究、査読無し、第32巻2号、2010a、pp.135-145、<http://www.jasdd.org/journal.html>

棟方哲弥、金子健、田中良広、フランスにおける障害者権利条約批准に向けた教育システムの整備-Guide pour la scolarization des enfants et adolescents handicapés の日本語翻訳から -、国立特別支援教育総合研究所世界の特別支援教育、査読無し、24巻、2010b、pp.85-94、<http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/385/d-291.pdf>

##### [学会発表](計2件)

棟方哲弥、日本との比較からフランスの障害児教育の問題点、フランス教育学会第28回大会シンポジウム「障害児教育の現状と課題」、平成22年9月11日(2010c年)、文教大学

棟方哲弥、金子健、田中良広、フランス障害者権利条約批准の里程標とHALDEへの就学訴訟ケースの周辺事情(第一報) - 障害のある子どもの教育システムに関する邦文文献の概観 -、日本特殊教育学会、平成21年9月(2009年)

##### [図書](計1件)

棟方哲弥、第一法規株式会社、海外における特別支援教育(障害児教育):フランス、追録第40-42号、法令・資料編、『特別支援教育ハンドブック』、2012、CD版

##### [その他]

ホームページ等

<http://www.nise.go.jp/blog/gaibusikinkenkyu.html>

#### 6. 研究組織

##### (1)研究代表者

棟方 哲弥 (MUNEKATA TETSUYA)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・企画部・総括研究員

研究者番号：70229938

##### (2)研究分担者

金子 健 (KANEKO TAKESHI)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・企画部・主任研究員

研究者番号：40260020

田中 良広 (TANAKA YOSHIHIRO)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・教育相談部・総括研究員

研究者番号：70392933